

いよいよ18歳選挙権（Q&A）

選挙を知って政治に参加しよう！！

平成28年6月19日以降公示される国の選挙から、18歳以上のみなさんは投票することができます。選挙権年齢の引き下げは、昭和20年以来70年ぶりの歴史的改正で、将来を担う若い世代の意見を政治に反映させることがねらいです。

自分の身の回りにある地域や国の問題に触れ、考え、判断し行動することが求められています。将来に向けた皆さんの意見を、ぜひ、選挙（投票）を通じ、若者の声として政治に届けましょう。これを機会に、選挙の意義を改めて認識する必要があるのではないのでしょうか。

今回は、選挙に関しての知っておきたいポイントのいくつかについてお答えしたいと思います。

喜多方市選挙管理委員会

1 投票のできる人

▶ 選挙権とは何ですか？

▷ 選挙に立候補した人を、私たちの代表として投票により選ぶことができる権利です。

▶ 選挙にはどのようなものがあるのですか？

▷ 衆議院や参議院の国会議員、都道府県の知事や議会の議員、市町村長や市町村の議会の議員などの選挙があり、投票の方法が少し異なるものがあります。

▶ 選挙権があればだれでも投票できるのですか？

▷ 住民票のある市町村の選挙人名簿に登録された人です。例えば、喜多方市に住所を持つ満20歳（18歳選挙権適用後は満18歳）以上の日本国民で、3か月以上住民基本台帳に登録された人が喜多方市の選挙人名簿に登録されます。

▶ 選挙人名簿にはどのようにして登録されるのですか？

▷ 転入者は、転入届をした日から3か月以上経過したとき、新有権者は、実態調査を行い実際に居住し生活の本拠地があると確認がとれたとき、その後に迎える登録日に登録しています。

なお、転出したときは、転出日から4か月経過したときに名簿から抹消されます。

▶ 住民票を置いたまま大学の寮などで生活する場合、選挙権はどうなるのですか？

▷ 住民票があっても、生活の実態がなければ選挙人名簿に登録されません。

つまり、選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、住民票のある市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要となります。

そのため、進学や就職で実家を離れる場合などは、引っ越し先の市町村に転入届を出してください。そうすることにより、3か月経過後の登録日に転出先の選挙人名簿に登録され、投票をすることができるようになります。

2 投票するとき

忘れたり、失くしたりしても投票できます。

▶ 選挙の入場券が届いたが、どうすればよいのですか？

- ▷ 選挙が行われるたびに、投票所への入場券（ハガキ）が郵送されますので、名前・住所を確認のうえ、ご自身の入場券を持って投票所にお出かけください。

▶ どこに、何時まで行けば投票できるのですか？

- ▷ 投票日当日の投票所は、投票の区域により指定されており、その投票所でしか投票できません。また、投票のできる時間は、午前7時から午後8時までですが、事情により早く閉じる場合があります。

入場券の「おもて」に、投票のできる場所と時間が記載されていますので、選挙の都度確認のうえ、ご自身の入場券を持って投票所にお出かけください。

▶ 投票所に行ったら、どうすればよいのですか？

- ▷ 係員が誘導しますので、その指示に従ってください。

まず、持参した入場券を「受付係」に出して受付をしてください。

「名簿照合係」が、受付の終わった入場券と選挙人名簿を照合します。

次に、「投票用紙交付係」が投票用紙1枚を交付しますので、投票記載台で投票したい候補者の氏名や政党等の名称を正確に書いてください。

次に、記載の終えた投票用紙を、投票箱に入れてください。

名前などを忘れても、記載台に貼ってあるので安心です。

これで投票は終了となります。わからないことがあれば係員におたずねください。

▶ けがなどで投票用紙に記載できないときは、どうすればよいのですか？

- ▷ 視覚障害、病気やけがなどによりご自身で書けない場合は、投票所の係員が代理で記載する「代理投票」や点字投票ができますので申し出てください。投票の秘密は守られます。

▶ 投票日当日に用事がある人は、投票できないのですか？

- ▷ 投票日の当日に、仕事、旅行や遊びなどで投票できないと見込まれるときは、投票日の前でも投票することができます。

これには、「期日前投票」と「不在者投票」の2つの制度があり、いずれも公示日又は告示日の翌日から投票日前日までの期間にできますが、どちらに該当するかは投票する人の状況により異なります。また、場所や時間も異なります。

「期日前投票」は、当日投票と同様、直接投票箱に投票しますが、当日投票の例外であることから「宣誓書」を提出しなければなりません。

「不在者投票」は、あらかじめ投票用紙に記載し、封筒に入れて選挙管理委員会で厳重保管し、投票日当日に投票箱に入れます。これに該当する場合として、①他の市町村に滞在しているとき（「宣誓書」の提出が必要です。） ②病院・施設などに入院などをしているとき ③身体の重度障害又は要介護「5」と認定されており、自宅等で投票するため「郵便等投票証明書」の交付を受けているときなどがあります。

3 投票の方法

▶ 投票用紙に、何を書いたらよいのですか？

▷ 選挙により、大きく分けて3つの記載のしかたがあります。

① 候補者の氏名を記載する選挙

衆議院小選挙区、参議院選挙区、都道府県知事、都道府県議会議員、市区町村長、市区町村議会議員の選挙

② 政党等の名称を記載する選挙

衆議院比例代表の選挙

③ 記号（×の印）をつける審査

最高裁判所裁判官の国民審査

ただし、参議院比例代表の選挙は、①候補者名 又は ②政党名 のいずれかを記載する選挙になります。

▶ 投票用紙に、どのように書いたらよいのですか？

▷ ご自身の判断で、投票したい候補者の氏名や政党等の名称を、わかりやすくひとつだけ書いてください。なお、氏名や名称は記載する場所に掲示してありますので、それを見ながら正確に書いてください。

せっかく投票しても、判別できないと無効となります。

また、衆議院議員総選挙と同時にされる最高裁判所裁判官国民審査は、辞めさせたいと思う人に×を付け、そうでなければ何も書かないで投票してください。

×以外の記載は無効となります。

4 選挙運動の注意点

▶ 選挙運動とは何ですか？

▷ 公職選挙法上では、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得るため、又は、得させるために必要かつ有利な行為（当選のために投票するよう有権者に呼びかけること。）とされており、公正で公平に行われるよう一定のルールがあります。

▶ 18歳になれば選挙運動ができるのですか？

▷ 満18歳以上でなければ、選挙運動はできません。なお、選挙犯罪者や特定の公務員などは禁止や制限される場合があります。

学生にあっては、公職選挙法での制限規定のほかに教育基本法などの法令を踏まえた校則等に定められた制限等も守るよう心がけてください。

政治活動についても、選挙運動同様、ルールに従って適切な行動をしてください。

18歳未満の人は、選挙運動は一切禁止されていますので注意してください！！

特に高校の3学年には、17歳と18歳がおられますので、特に注意が必要です！！

▶ **選挙運動はいつでもできるのですか？**

- ▷ 公示日又は告示日の立候補届出が受理された時から、投票日の前日までしかできません。時間的制限のある選挙運動もあります。
また、届出前の事前運動や投票日当日の選挙運動は禁止されています。

▶ **どのような選挙運動ができるのですか？**

- ▷ 「文書図画（ぶんしょとが）」と「言論」によるものがあります。
文書図画によるものは、頒布して使用する選挙運動用の葉書、ビラ（地方議会選挙を除く。）、新聞広告、選挙公報と、掲示して使用する選挙運動用のポスター、立札、看板などがありますが、種類、大きさ、枚数等制限のあるものがあります。
また、言論によるものは、演説会、街頭演説、連呼行為、テレビ・ラジオによる政見・経歴放送などがありますが、時間、場所等制限のあるものがあります。
なお、電話や個々面接などは、期間中であれば、だれでも自由にできます。

▶ **ツイッターや電子メールでは選挙運動ができないのですか？**

- ▷ 有権者であれば、ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック、LINEなどを使った選挙運動ができますが、画面を印刷して頒布することはできません。
また、電子メールを使った選挙運動は、候補者や政党等に限りできるもので、一般の有権者は使用することも、転送することも、画面を印刷して頒布することもできません。
なお、インターネット等による選挙運動も当然 18 歳未満の人は禁止されていますので、特に注意が必要です！！

▶ **飲食物は自由にできるのですか？**

- ▷ 選挙運動に関する食べ物や飲み物は、だれが、どのような名目であっても提供することはできません。ただし、湯茶と通常用いられる程度のお菓子、選挙運動員及び労務者に限って定められた数と単価の範囲内での弁当の提供だけはできます。
したがって、候補者がする慰労のための提供や、第三者がする陣中見舞いなどは禁止されています。

▶ **「寄附の禁止」とはどういうことですか？**

- ▷ 公職選挙法上では広い意味でとらえており、金銭以外のものでも寄附とされる名目のものがたくさんあります。
公職にある人、公職の候補者及び候補者になろうとする人は、選挙の有無に関わらず、選挙区内にある者に対し、特定の場合を除き寄附はできません。また、寄附を求めてもいけません。例えば、お中元、入学祝、病気見舞い、お祭り・運動会への差し入れ、集会などへの寸志、花輪、ご祝儀、香典などが禁止の対象となっており、『贈らない・求めない・受け取らない』の「三ない運動」を守らなければなりません。